

## 登校が認められない者

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患している者
2. 新型コロナウイルス感染症に罹患し退院したが、主治医の許可が得られていない者
3. 新型コロナウイルス感染症（疑い段階も含む）の濃厚接触者になった場合で、2週間の健康観察（感染者との最終接触日の翌日から14日間）を経過していない者
4. 平常とは異なる発熱や風邪症状等を認める場合、下記の条件を双方満たしていない者
  - a. 発症後に少なくとも8日が経過していない者
  - b. 薬剤を使用せずに解熱後、又症状消失後に少なくとも3日が経過していない者
5. 緊急事態宣言のある県から石川県内に移動して2週間以内の者
6. 海外渡航から帰国後1ヶ月以内の学生
7. 2週間以内に不特定多数の人が集まる集会・イベントに参加した学生